



↑朝日税理士法人だより

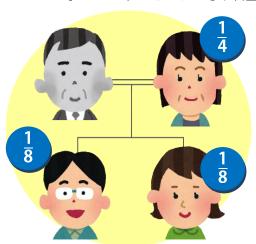
民法(相続法)改正!遺留分制度の見直し

【1】遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ

2019年7月から施行された改正民法により、 遺留分(いりゅうぶん)に関する制度の内容が改 められました (新民法 1042 条-1049 条)。

【2】「遺留分」とは?

相続財産は被相続人の所有物であるため、基本 的には財産を誰に相続させるかは被相続人の意思 が尊重されることになっています。たとえ遺言書 に「法定相続人以外の第三者に全額相続させる」 と書かれていたとしても有効です。しかし、財産 が全く残されなかったとしたら配偶者や子などの 相続人の生活を脅かす事態も起こりうるかもしれ ません。このようにあまりにも不利益な事態が生



じるのを 防ぐため、 民法では 遺産の最 低限度を 一定の範 囲の相続 人に保障 している のです。 遺留分

で保障さ れた割合

は「法定相続分×遺留分の割合」で計算されます。 遺留分の割合は、直系尊属(父母、祖父母)のみ が相続人のときは 1/3 それ以外の相続人であれば 1/2 です。

例えば、相続人が配偶者と子供が2人、被相続 人には財産が1億円だとしたらそれぞれの遺留分 は配偶者 2,500 万円(法定相続分 1/2×遺留分の割 合 1/2)、子ども 2 人が 1,250 万円(法定相続分 1/4 ×遺留分の割合 1/2)ずつとなります。なお、遺留 分が認められているのは、配偶者、直系卑属 (子・ 孫・ひ孫)、直系尊属(父母・祖母・曾祖母)のみ で、兄弟・姉妹には遺留分はありません。

【3】改正内容

①物権的効果から金銭債権へ

旧民法では、遺留分減殺請求をされた相続人は、 請求をした相続人に対して「請求額相当分を金銭

で支払うか」「不動産や株式などの現物で渡すか」 のどちらかを選んで返還していました。しかし、 金銭で支払うことができずに、自社の非上場株式 や事業用の不動産を渡さざるを得ないこともあり、 相続人の生活に直接関係のある経営に影響が出て しまうリスクもありました。減殺請求をした相続 人にとっても、不動産を共有分で分けることにな ったり、経営に興味がないのに非上場株式を相続 したり、当事者どちらも望まない結果になってし まうことも少なくありませんでした。

今回の民法改正によりこの取り扱いが大きく見 直されて、遺留分侵害額に相当する**金銭の請求**に 一本化されることになりました。例外は無く、現 物での返還は一切認められません。

改正法は2019年7月1日以降に開始された相 続が対象となります。ただし、必ず金銭で支払わ なければならないことに配慮して、遺留分侵害額 請求を受けた側がすぐに金銭を準備することが困 難である場合には、支払いの期限の猶予を裁判所 に求めることができるようになりました。

②遺留分算定の基礎となる財産の計算方法変更

遺留分を算定するための財産の価額の計算方法 にも見直しが行われています。従来の制度では、 法定相続人に対する生前贈与については、財産の 前渡しであると考えられることから、何十年も前 にされた贈与であっても遺留分の算定基礎財産に 持ち戻されることになっていました。しかし、今 後は基本的には相続開始前 10 年以内の贈与に限 定されることになりました。

遺留分侵害額請求は権利のため、請求しない限 りは発生しません。また、請求する権利には時効 があります(遺留分が侵害されていることを知っ てから1年間、知らなくても相続開始から10年)。

【4】おわりに

遺留分を侵害されたり、請求されたりといった ことが想定される場合は、早めに対策を講じるこ とが必要です。

朝日ビジネスコンサルティンググループにはあ らゆる相続トラブルに応じる専門家がおります。 ぜひご相談ください。 (文責:浅野晶子)